

工事監査結果にかかる

# 措置報告書

(令和5年8月)

羽曳野市監査委員



監査委員告示第5号

工事監査結果に基づき講じた措置の通知の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年8月23日

羽曳野市監査委員 谷 干城  
羽曳野市監査委員 松井 康夫



記

1. 通知を行った者の氏名  
羽曳野市水道事業 羽曳野市長 山入端 創
2. 通知を受けた日  
令和5年6月7日
3. 措置を講じた所属  
水道局 工務課
4. 講じた措置の内容  
別紙のとおり



羽水工第 430 号  
令和 5 年 6 月 7 日



羽曳野市監査委員 谷 千城 様  
羽曳野市監査委員 松井 康夫 様

羽曳野市水道事業  
羽曳野市長 山入端 創



令和 4 年度随時監査（工事監査）に基づき講じた措置について（通知）

令和 5 年 4 月 18 日付羽監第 1 号により通知のありました随時監査（工事監査）の  
監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14  
項に基づき通知します。

(1) 特記仕様書

指 摘 事 項
特記仕様書は、共通仕様書を補足すると共に、本工事固有の技術的要求事項を定めておくべきものである。本工事の特記仕様は、工事固有の技術的要求事項が少ない。地下埋設物や上空架空線の調査、近接構造物の保護、配水管・継手の品質管理、既設管や建設副産物等の処理、地元調整等を記しておく必要がある。今後、検討されたい。 <b>留意</b>
措 置 内 容
水道工事標準仕様書に標準的な事項については明記しておりますが、それに加え工事固有の特記事項がある場合は、今後、特記仕様書に記するよう努めてまいります。

(2) 工期設定

指 摘 事 項
本工事では、設定した工期の妥当性の確認が行われていなかった。建設産業では、これからの担い手を確保することが喫緊の課題になっているため、これまで以上に工期設定に関心を払う必要がある。過年度の類似工事、簡易計算、工期設定支援システム等を利用して、設定した工期日数の妥当性を確認することが重要である。書籍：「改訂版 公共土木工事 工期設定の考え方」一般財団法人 建設物価調査会が参考になる。 <b>留意</b>
措 置 内 容
積み上げにより設定した工期の妥当性について、過年度の類似工事等と相違がないか、今後、確認を行ってまいります。

(3) 施工管理に関する書類

指 摘 事 項	
③施工計画書	
○施工計画書に頁の記載がなかった。施工計画書は施工の基本となる重要な書類であるため、頁に記載するよう指導されたい。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">留意</span>	
○施工計画書に適用基準を記載するよう指導されたい。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">留意</span>	
○新型コロナウイルス感染症対策について、記載するよう指導されたい（作業開始前に非接触式体温計を用いた体温測定、アルコール消毒液の常備等）。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">留意</span>	
措 置 内 容	
受注者に対して、施工計画書に頁の記載及び施工方針として適用基準を記載するよう指導してまいります。	
又、新型コロナウイルス感染症対策については、5類へ移行したこともあり、今後状況を見ながら、施工計画書への記載をするよう、受注者に対し指導してまいります。	
指 摘 事 項	
④工程管理	
工程遅延等に対するフォローアップ基準（10%等）や、具体的なフォローアップ対策を施工計画書に記載するよう、工事請負業者に指導されたい。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">留意</span>	
措 置 内 容	
施工計画書作成にあたり、工事遅延等に対する対策が記載されていませんでした。最終工期に影響をおよぼす事象や施工内容の変更が生じた場合について、工程回復のための具体的なフォローアップ対策を施工計画書に記載するよう、受注者に対し指導してまいります。	

### 指 摘 事 項

#### ⑤品質管理（段階確認等）

公共工事では、品質確保の観点から現場施工時の段階確認の実施が重要となる。本工事では段階確認を適切に実施していることを、段階確認書にて確認した。ただし、施工計画書に段階確認予定一覧表を記載するよう、工事請負業者に指導されたい。**留意**

### 措 置 内 容

段階確認は実施していたが、施工計画書に段階確認予定一覧表が記載されていませんでした。受注者に対して、施工計画書に段階確認予定一覧表を記載するよう指導してまいります。

### 指 摘 事 項

#### ⑦写真管理

工事写真は、施工計画書に記している写真管理基準に準じて管理している。一部提出されている工事写真について確認したが、黒板に記載している字や数値が、明確に読み取れない写真があった。写真撮影を確実にされたい。また、不可視部分となる箇所は、確実に写真管理するよう、工事請負業者に指導されたい。**留意**

### 措 置 内 容

工事写真において、黒板の字や数値が明確に読み取れない写真があった。黒板の字や数値が明確に読み取れるよう撮影時には確認をし、写真撮影を確実にを行うよう受注者に対し指導してまいります。

指 摘 事 項

⑧環境管理

工事中の環境対策として、排出ガス対策型・低騒音型等の建設機械の使用、アイドリングストップ等の実施を確認した。建設機械については、機械本体の工事写真だけでなく、ステッカーも撮影するよう、指導されたい。留意

措 置 内 容

建設機械について、排出ガス対策型・低騒音型等のステッカーも撮影するよう、受注者に対して指導してまいります。

指 摘 事 項

⑨交通管理

過積載については、施工計画書に具体的な防止対策（図・写真入り）を記載するよう、工事請負業者に指導されたい。留意

措 置 内 容

過積載について、施工計画書に具体的な防止対策を記載するよう、受注者に対し指導してまいります。

(4) 現地調査

指 摘 事 項

(2)安全管理状況

- リスクアセスメントによる安全管理が実施されていなかった。リスクアセスメントは、労働安全衛生法により努力義務化されている（平成18年4月1日施工）。また、化学物質の製造・取扱いを行う場合のリスクアセスメントも実施されていなかった。平成26年6月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている（平成28年6月1日施工）。工事途中であるため、対象となる化学物質がある場合は、工事請負業者に導入を指導されたい。（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」が参考になる。留意）
- 本施工現場は施工スペースが狭いため、車両接触や架空線との接触、近隣構造物や歩行者の安全確保に十分注意して施工を行ってほしい。留意

措 置 内 容

リスクアセスメントによる安全管理が実施されていませんでした。受注者に対し導入の検討を指導してまいります。

また、本工事現場は歩道内の工事を大半が占めており、施工スペースも狭いことから、車両や架空線に注意し、近隣構造物や歩行者の安全確保に十分注意して施工を行うよう、受注者に対し指導してまいります。